

湖北広域だより

令和2年4月 第27号

編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課
TEL 0749-62-7143 FAX0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>
構成自治体(令和2年3月1日現在人口) 長浜市 117,677人 米原市 38,876人 合計 156,553人



新斎場整備を進めています



令和3年4月供用開始
「こもれば苑」

湖北広域行政事務センター

管理者 若林 正道

このたびセンター議会の再任
同意をいただき、4月2日付け
で引き続き湖北広域行政事務セ
ンター管理者を務めさせていた
だくこととなりました。

これまでの経験を活かし、令
和3年4月からの新斎場の稼働
やその他の新施設整備など最重
要課題を着実に推し進めてまい
りますとともに、山積しており
ます諸課題等の解決に誠心誠意
努めてまいりますので、よろし
くお願いいたします。

さて、住民生活に直結する現
施設(ごみ焼却施設、不燃・粗
大ごみ破砕処理施設、し尿処理
施設、斎場)は、先ず昭和50年
のし尿処理施設の建設から平成
11年のごみ焼却施設建設までの
約20年間の長きにわたり地元の
ご協力と先人のご努力により今
日に至っています。その整備に
要した費用も何億円の単位で3
桁にも及び多額でありました
が、おかげさまで、主な財源で
あった起債(借入金)も3年前
に完済いたしました。これも昭

和・平成世代の方々に担って
いただけてきたものと感謝して
おります。しかしながら、これら
現有施設も老朽化が著しいこ
と、また地元自治会とお約束し
た設置期限が間もなく到来す
ることから、新たな施設を令和10
年4月から稼働することが私ど
もの命題となっております。

このたび新施設の建設予定地
として、長浜市木尾町地先に約
5haの土地を確保することがで
き、ここに一極集中ですべての
施設を整備し、利便性を高めよ
うとする計画です。ひとえに木
尾町自治会の皆様の深いご理解
と感謝しています。引き続き、
周辺地域の環境に配慮した安
全・安心な施設であることが重
要で、最新かつ高度な技術を備
えた設備を導入しようとするも
のですが、これらの整備には多
額の費用を要し、巡りめぐって
次世代の方々にご負担いただく
こととなります。今後とも長浜
市・米原市の市長さんおよび議
会議員さん、関係者の皆様方と
協議を重ね、将来に良いものを
しっかりと引き継いでまいりま
すので、住民の皆様には引き続
きご理解とご協力よろしくお願
いします。

一般廃棄物処理基本計画を改定しました

計画期間：令和2年度～令和11年度

■一般廃棄物処理基本計画とは？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、管内から発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)の減量化や適正処理等に関する施策の方向性を定めるものです。

社会情勢の変化やセンター処理施設の整備方針を考慮し、改めて方向性を定めるため、平成27年3月に策定の一般廃棄物処理基本計画を改定しました。

センターホームページ (<http://www.kohoku-kouiki.jp/>) では審議いただきました各委員の方々や意見など詳細に掲載していますのでぜひご覧ください。



▲廃棄物減量等推進審議会で平成30年8月から5回に渡って計画の見直しについて審議していただきました

■基本理念及び基本方針

持続可能な循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築を実現するため、

「3つの基本方針」を策定しました。

管内におけるごみ排出量の削減に向かって、市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって発生・排出抑制やリサイクル及び適正処理を継続し、特に2R(発生抑制・再使用)を強化していくことで、持続可能な社会の構築を目指します。

基本方針 1 市民・事業者・行政の連携・取組

- 市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいきます。

基本方針 2 発生・排出抑制及び資源物分別排出の推進

- あらゆる機会と場所を活用し、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を強く働きかけていきます。
- 食品ロス削減対策について、市民の意識の向上を図るとともに、具体的な行動の実践を促進します。
- 発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内において、リサイクル可能なものなど、分別を徹底した上で排出し、減量化や再利用を図ります。
- 中間処理施設の整備と併せ、最適な分別区分及び収集運搬体制を構築します。

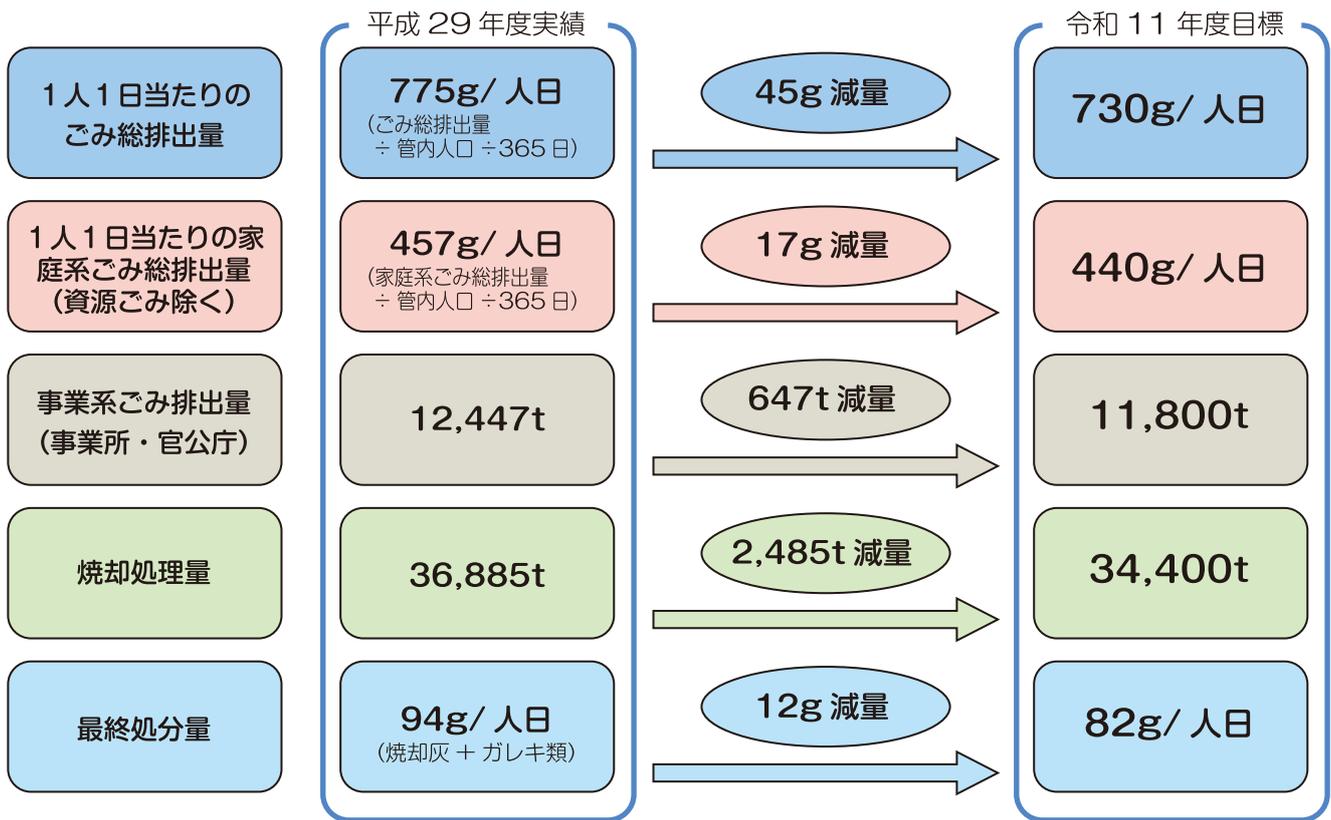
基本方針 3 循環型処理及び適正処理の推進

- 引き続き中間処理施設の点検及び整備を推進しながら排出されたごみを適正に処理します。
- 今後整備を予定する熱回収施設(焼却施設)及びリサイクル施設では、経済性及び環境負荷等の観点踏まえるとともに、エネルギーの回収を推進します。

熱回収とは？

ごみを燃やした時に発生する熱(エネルギー)を回収し、発電などに再利用するものでサーマルリサイクルと呼ばれています。センターでは、熱回収施設の稼働予定の令和10年度からプラスチック製容器包装と発泡スチロールを可燃ごみに変更し、サーマルリサイクルを推進していくこととしています。

■目標値



■目標達成に向けたセンターの施策

■家庭系ごみの排出抑制・再資源化の促進

- ①環境教育・普及啓発の実施
- ②資源物の抜き取り防止対策
- ③住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供
- ④小型家電等の資源物の回収
- ⑤家庭系ごみ処理手数料の改定検討

■事業系ごみの排出抑制・再資源化の促進

- ①減量やリサイクルに関する積極的な情報提供
- ②ごみ搬入時のチェック強化
- ③事業系ごみ処理手数料の改定検討

■施策推進のための構成市（長浜市・米原市）・市民・事業所の役割分担

構成市

- ①環境教育・普及啓発の充実
- ②生ごみ(食品廃棄物)の排出抑制
- ③容器包装廃棄物の排出抑制
- ④排出抑制のための支援
- ⑤事業系ごみの排出抑制
- ⑥積極的な再使用・再生品使用の実施

市民

- ①生ごみ(食品廃棄物)の減量化
- ②容器包装廃棄物の排出抑制
- ③資源等の分別排出
- ④積極的な再使用、再生品使用の実施

事業所

- ・事業活動に伴うごみは、事業所内で再資源化に努め、排出抑制する
- ・多量排出事業所は、一般廃棄物減量化計画を作成し実行していく
- ・環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める
- ・消費者に再生品利用を促す
- ・「食べ残しをしない」取組を推進する など

新斎場整備運営事業について



令和3年3月完成に向けて、安全第一で建設工事に取り組みます

基本理念

1. 人生の終焉の場にふさわしい施設
2. すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
3. 環境に配慮した施設
4. 省資源や省エネルギーに配慮した施設
5. 運転・維持管理がしやすく経済性に配慮した施設



▲長浜市木尾町建設現場状況（令和2年3月上旬）

新一般廃棄物処理施設整備事業について

計画策定の趣旨

熱回収施設を令和10年度に供用開始できるよう、各項目を順次進めていきます。

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
施設基本設計		■							
環境影響評価		■	■						
事業者選定			■	■					
実施設計	熱回収施設・リサイクル施設				■	■	■	■	■
建設工事	汚泥再生処理センター				■	■	■		

※施設の整備スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

試運転

環境影響評価

新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価は、令和2年1月11日の方法書住民説明会を終え、2月1日から約1年間の現況調査を行っています。現況調査では、調査員が事業実施区域周辺を踏査しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

〈手続きの流れ〉

配慮書

方法書

現況調査

準備書

評価書

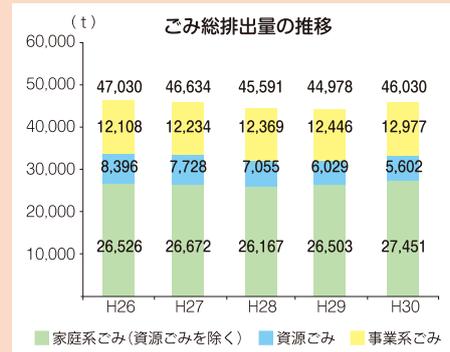
事業実施

※詳細については、センターホームページ(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>)をご覧ください。

センターからのお知らせ

■ごみ排出量をお知らせします

平成30年度のごみ総排出量は46,030tであり、平成29年度と比べ1,052t(+2.34%)の増加となりました。(家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量が1,479t増加、資源ごみ量が427t減少) また、1日1人あたり総排出量は798gとなり、昨年度と比べ23g増えています。原因として、台風21号による影響で粗大ごみの搬入が増えたことが考えられます。



■少量ごみは集積所に出してください

クリスタルプラザやクリーンプラントでは、一時的にごみが多量となる等、持ち込まざるを得ない方のために持ち込みを受け付けていますが、場内設備や計量設備は、多くの搬入車両を誘導できる設計とはなっておりません。そのため、多くの車両が来場されると写真のように混雑し、ごみ収集車両の運行に支障が生じ、周辺交通の渋滞を引き起こす原因となります。

少量ごみは集積所に出していただきますようお願いいたします。



▲持ち込み車両が場内だけでなく、道路まで並び、周辺交通に悪影響を及ぼしてしまいます。

■解体ごみはルールを守って処分してください

家屋をはじめとする建物の増改築や解体を業者に依頼して発生した木材や畳、便器、浴槽、がれきなどの解体ごみは産業廃棄物になり、依頼された本人が運ばれたとしてもセンターでは受入できません。処理費用を抑えるために産業廃棄物を一般廃棄物と偽ってセンターに搬入しようとするケースがあり、展開検査や排出元の確認を行い、産業廃棄物であると確認できた場合はお断りしています。



■資源ごみの持ち去り行為は禁止しています

センターが指定した業者ではない者が集積所に出された空き缶や古紙、自転車などの資源ごみを持ち去る事案が発生しています。こうした資源ごみの持ち去りは、センターの貴重な財源を失うだけでなく、ごみ集積所の管理や市民の皆さまのごみ分別意識を低下させる行為です。

センターでは「湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例」において、ごみ集積所に出された資源ごみを持ち去ることを禁じています。

市民の皆さまへのお願い

○集積所から資源ごみを持ち去る行為を発見した時はセンター業務課までご連絡ください。

持ち去りがあった日時・場所・車種・車体の色・ナンバー・持ち去り品目などを控え、センター業務課(0749-62-7143)までご連絡ください。ただし、持ち去り業者に声掛けをして注意したり、不審車両を追跡したりすることはしないでください。

○資源ごみは収集日当日に出してください。

資源ごみの持ち去りは人目のつかない深夜や早朝に起きています。こうした人目のつかない時間帯を避けるため、資源ごみは収集日の朝に出してください。

人事行政の運営等の状況についてお知らせします

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	管内人口 (平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	157,263人	2,422,550千円	416,124千円	353,516千円	14.59%	14.81%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成31年度	38人	156,353千円	48,205千円	66,020千円	270,578千円	7,120千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれません。 2 給与費は当初予算に計上された額です。

2 職員の給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況

平成31年4月1日 現在	職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	一般行政職	45.0歳	330,013円	416,420円
	技能労務職	53.6歳	291,355円	340,285円

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		内容		国	
		初任給	採用2年後の給料額	初任給	採用2年後の給料額
一般行政職	上級	187,200円	198,400円	180,700円	192,400円
	初級	153,000円	162,900円	148,600円	157,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況（平成31年4月1日現在）

職種	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事級の職務	4人	14.3%
2級	主事級の職務	3人	10.7%
3級	主査級の職務	1人	3.6%
4級	係長級の職務	5人	17.8%
5級	課長補佐級の職務	8人	28.6%
6級	課長級の職務	4人	14.3%
7級	部長級の職務	3人	10.7%

(注)

- 湖北広域行政事務センターの給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- 再任用職員を除いた職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

平成30年度決算	支給実績		61,915千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		1,547,875円
内容			備考 国の制度と同じ
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.300月分	0.925月分	
12月期	1.300月分	0.925月分	
計	2.600月分	1.850月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

内容			備考
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	国の制度と同じ
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特定措置(2%~4.5%加算)		

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象地域		国の制度(支給率)	
支給率		3.0%	
支給対象職員		給与と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	
平成30年度決算	支給実績	4,690千円	国の制度では、地域ごとに0~20%の範囲で支給率を定めています。
	支給職員1人当たり平均支給年額	117,250円	

(4) 時間外勤務手当

平成30年度決算	支給実績		8,558千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		329,153円
平成29年度決算	支給実績		9,436千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		337,000円

(5) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

平成30年度決算	支 給 実 績		2,961 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		296,100 円
	職員全体に占める手当支給職員の割合		25.00%
手当の名称	支給対象施設	支給対象職員および業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	クリスタルプラザ・第1プラント クリーンプラント・伊香クリーンプラザ	技術管理者	月額 7,000円
		自動車運転手・環境整備員	日額 1,200円

(6) 扶養手当 (平成31年4月1日現在)

平成30年度決算	支 給 実 績		4,962 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		236,285 円
内 容			備 考
子(満22歳年度末まで)		10,000円/人	国の制度と同じ
※満15歳年度末の翌日から満22歳年度末までの子の加算		5,000円/人	
配偶者・その他の扶養親族		6,500円/人	

(7) 住居手当 (平成31年4月1日現在)

平成30年度決算	支 給 実 績		216千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		216,000円
内 容			備 考
借家(最高限度額)		27,000円	国の制度と同じ

(8) 通勤手当 (平成31年4月1日現在)

平成30年度決算	支 給 実 績		3,017千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		75,425円
内 容			備 考
交通機関利用者 55,000円以下の場合、全額を支給		交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円~31,600円 支給 (2km未満は支給なし)	国の制度と同じ
交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円~31,600円			

(9) 管理職手当 (平成31年4月1日現在)

平成30年度決算	支 給 実 績		9,964千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		711,142円
内 容			
		部長級	74,400円~83,100円
		課長級	57,200円~65,400円
		参事級	49,300円~57,200円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	管 理 者	580,000 円	6 月期 1.675月分 / 12月期 1.675月分
報 酬	議 員	7,000 円	—

6 職員数等の状況

(1) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

	職 員 数		対前年 増減数	主な増減の理由
	平成31年	平成30年		
合 計	38人	40人	▲2	人事異動による

(2) 採用の状況 (平成30年4月1日~平成31年3月31日)

	採用者数		
	男	女	合 計
一般行政職	1人	1人	2人

(3) 退職の状況 (平成30年4月1日~平成31年3月31日)

定年	希望	死亡	懲戒免職	普通等	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 職員の分限および懲戒処分の状況 (平成30年度)

- ①分限処分者数 該当ありませんでした。
②懲戒処分者数 該当ありませんでした。

7 公平委員会業務の状況 (平成30年度)

勤務条件に関する措置の要求件数	—
不利益処分に関する不服申し立て件数	—

粗大ごみ・大量ごみの戸別収集制度をご存知ですか？

ご家庭から出る粗大ごみ収集については、エフをつけて出す年2回の集積所収集のほかに、粗大ごみを運ぶことが困難な方を対象にセンターが自宅先まで伺い収集する戸別収集・大量ごみ収集（有料）を行っておりますので、ぜひご利用ください。

予約受付：粗大ごみ受付センター（TEL 0749-65-1870）まで



粗大ごみ戸別収集の流れ



1. 粗大ごみ受付センターに電話で申し込む(予約)

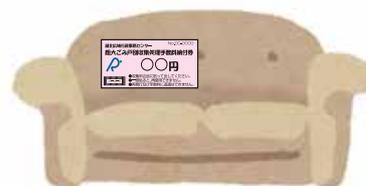
- 受付日時 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時
- 受付時間 収集希望日の3日前(土日祝日を除く)までにお申し込みください。
- 確認事項 住所、氏名、電話番号、品目、大きさ(長さ)個数、排出場所を確認します。
⇒処理券(シール)の金額をお伝えします。
※一度に申し込める粗大ごみは8点までです。
※手数料は1点につき600円または900円です。

2. 粗大ごみ処理券を購入

- 予約の際にお伝えした種類の処理券を必要枚数購入し、粗大ごみに貼り付けてください。
- ※返金はできませんので、必ず電話予約した後に購入してください。
- ※粗大ごみ処理券はアル・プラザ長浜店、平和堂各店舗、イオン長浜店のほか長浜市役所、米原市役所で取り扱っています。詳しくは粗大ごみ受付センターにお尋ねください。

3. 申込時に決定した場所に排出

- 処理券は見やすいところに貼り付けてください。
- 収集当日の朝8時30分までに申込時に決まった場所に出してください。



大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)戸別収集の流れ

遺品整理や引越しなどにより大量にごみが発生した場合などにご利用いただける収集サービスです。

不燃ごみと粗大ごみを収集します。

1. 電話申込 電話申込の流れは粗大ごみ戸別収集と同じです。収集希望日の10日前(土日祝日を除く)までに申し込んでください。
2. 事前確認 収集員が自宅にお伺いし、申込者(代理人も可)と収集品目・収集場所などの確認を行います。
3. ごみの排出 収集時間までに事前確認を行った場所にごみを出してください。
4. 手数料納付 収集時、現金で手数料を納付していただきます。
手数料：収集車両1台につき10,000円



▲この車両で収集します

戸別収集・大量ごみ収集日程表

お住まいの地域の収集日は、下の表でご確認ください。ただし、1日の受付件数に限りがあるため、ご希望に届かない場合があります。あらかじめご了承ください。

収集日	地 域
月曜日	長浜市（浅井地域・虎姫地域・湖北地域・びわ地域・高月地域・木之本地域・余呉地域・西浅井地域）
火曜日	長浜市（長浜地域）
水曜日	大量ごみ収集日
木曜日	米原市
金曜日	長浜市（長浜地域）